

# 上富良野町職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職をいう。以下同じ。）が職務に利害を有する者との接触等に関し、町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保することを目的とする。

(職員の基本的な心構え)

第2条 職員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者でないことを自覚し、公正な職務の執行にあたるとともに、公共の利益の増進を目指して職務を遂行しなければならない。

2 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

(利害関係者)

第3条 利害関係者とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 工事、物品購入、委託、賃貸業務等に係る契約等の対象者
- (2) 公益法人等に対する補助金、委託費等の交付対象者
- (3) 各種許認可等を受ける対象者

(利害関係者との接触)

第4条 職員は利害関係者との接触にあたっては、町民全体の奉仕者であることを自覚し、公務に対する町民の期待を裏切るような行為をしてはならない。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。